

ねんりんピック富山2018広報物品等貸出等要領 新旧対照表

新	旧	備考
<p>本則 (使用承認等)</p> <p>第5条 広報物品の貸出等を希望する者は、あらかじめ「広報物品貸出等申請書(様式第1号)」を事務局に提出しなければならない。<u>ただし、ねんりんピック富山2018協賛イベントの実施のため、広報物品の貸出等を受ける場合は、ねんりんピック富山2018協賛イベント募集要綱に定める「協賛イベント承認申請書(様式第1号)」を提出すれば足りるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>本則 (使用承認等)</p> <p>第5条 広報物品の貸出等を希望する者は、あらかじめ「広報物品貸出等申請書(様式第1号)」を事務局に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(新設)</p>
<p>附則 この要領は、平成29年2月1日から施行する。</p> <p><u>附則 この要領は、平成29年6月8日から施行する。</u></p>	<p>附則 この要領は、平成29年2月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>

傍線部分が改定部分。